

こうれいしゃ しょう しゃ ぎゃくたい ふせ
「高齢者・障がい者」虐待をみんなで防ごう！！

あつ、虐待！と感じたら・・・

連絡先：厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ

電話：046-225-2939 (8:30～17:15)

F A X：046-225-3036

休日及び時間外：厚木市役所代表番号

電話：046-223-1511

★生命に危険がある虐待通報等については、警察（110番）へ至急ご連絡ください。

★連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

★厚木市権利擁護センターでは、成年後見に関するご相談も受付しております。高齢者・障がい者の権利侵害を防ぐために、ご協力をお願いいたします。

こんな行為は虐待になります！！

具 体 例	区 分
叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる。 やけど、打撲を負わせる。ベッドに縛りつける。 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	身体的虐待
怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する。 本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。	心理的虐待
みだらな行為を強要する。 排泄の失敗などに対し下半身を裸にして放置する。 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。	性的虐待
日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 自宅等を本人に無断で売却する。	経済的虐待
入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。 長時間の空腹状態、脱水症状や栄養失調の状態にある。 健康を害するような住環境で生活させる。	介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

発行元 厚木市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク

事務局 厚木市市民福祉部 福祉総合支援課 046-225-2222

障がい福祉課 046-225-2225

